

■育休復帰支援プランの策定開始

現在本行動計画に基づき、令和3年11月より産休取得した上で育休取得予定者に対し支援プログラムを実行中です。

令和3年10月1日
株式会社山上組

株式会社山上組 行動計画について

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日までの5年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和3年10月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：計画期間内に育児休業の取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和3年12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)